

## 特別養護老人ホームこぶし 運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人クピド・フェアが開設する特別養護老人ホームこぶし（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するため、人員および管理運営に関する事項を定め、施設の管理者や職員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な介護老人福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）を提供することを目的とする。

### (運営方針)

- 第2条 施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅での生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。このことにより、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができることを目指す。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するように努める。
  - 3 明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、保険医療サービス・福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。

### (事業所の名称等)

第3条 事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム こぶし
- (2) 所在地 岩見沢市志文町 301 番地

### (職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤）  
常勤にて専ら施設の職務に従事し、施設職員の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。また、職員に必要な指揮命令を行う。
- (2) 医師 1名（非常勤兼務）  
入所者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。
- (3) 生活相談員 2名（常勤兼務1名、常勤専従1名）  
入所者の生活相談、処遇の企画や実施、介護計画の作成等を行う。
- (4) 介護職員 63名（常勤専従50名、非常勤専従11名、常勤兼務2名）  
入所者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- (5) 看護職員 6名（常勤専従5名、非常勤専従1名）  
入所者の保健衛生並びに看護・介護業務を行う。
- (6) 管理栄養士 2名（常勤専従2名）  
食事の献立作業、栄養計算、入所者に対する栄養指導等を行う。
- (7) 機能訓練指導員 3名（常勤専従1名、常勤兼務1名、非常勤専従1名）  
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。
- (8) 介護支援専門員 4名（常勤兼務3名、常勤専従1名）  
介護支援専門員は、利用者に対して介護サービス計画を作成し、必要に応じて居宅サービス事業者等との調整を行なう。また、介護支援サービスの提供及び市町村からの委託に基づく要介護認定調査業務に当る。
- (9) 調理員 （業者委託）  
給食業務を行う。

(利用定員)

第5条 事業所の定員は145名とする。

(施設サービスの内容)

第6条 施設サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、清拭による清潔の保持
- (2) 排泄の自立の援助
- (3) 離床、着替え、整容その他日常生活上の世話
- (4) 食事の提供及び栄養管理
- (5) 生活機能の改善又は維持のための機能訓練
- (6) 健康管理
- (7) 家族に対する相談、助言などの援助
- (8) その他のレクリエーション行事などのサービスの提供

(内容及び手続きの説明及び同意)

第7条 サービス提供の開始に際して、入所申込者またはその家族に対して、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

(受給資格等の確認)

第8条 施設サービスの提供を求められた場合は、その提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

- 2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、施設サービスの提供に努める。

(入退所)

第9条 心身に著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅において常時の介護を受けることが困難な者に対して、サービスを提供する。

- 2 正当な理由なくサービスの提供を拒否しない。
- 3 入所申込者が入院治療を必要とする場合や、入所申込者に対して適切な便宜を供与することが困難な場合には、適切な医療機関や介護老人保健施設を紹介する等の措置を速やかに講じる。
- 4 入所者の入所申し込みに際して、心身の状況、病歴等の把握に努める。
- 5 入所者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、入所者が居宅で日常生活を営むことができるか否かを検討する。検討に当たっては、職員間で協議する。
- 6 居宅での日常生活が可能と認められる入所者に対して、本人及びその家族の要望、退所後に置かれる環境等を勘案し、円滑な退所のための援助を行う。
- 7 入所者の退所に際して、居宅介護支援事業者に対する情報の提供や、保健・医療・福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。

(要介護認定の申請にかかる援助)

第10条 要介護認定を受けていない入所申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には、入所申込者の意思をふまえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

2 要介護認定更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間満了日の30日前には行われるように必要な援助を行う。

(入退所の記録の記載)

第11条 入所に際しては入所の年月日並びに施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該利用者の被保険者証に記載する。

(利用料)

第12条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである時は、介護負担割合証に基づき1～3割の額とする。

2 前項のほか、別表に掲げる料金の支払を受ける。

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者またはその家族に対して、サービスの内容・費用について説明し、入所者の同意を得る。

(保険給付のための証明書の交付)

第13条 法定代理受領サービスに該当しない施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(施設サービス計画の作成)

第14条 管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により利用者について、その有する能力、その置かれている環境の評価を通じて利用者が現に抱えている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するうえで解決すべき課題を把握する。

3 介護支援専門員は、利用者及び家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該利用者に対する施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供するうえで留意すべき事項を記載した施設サービス計画の原案を作成し、利用者又は家族に対して説明し、同意を得る。

4 介護支援専門員は、施設サービス計画作成後においても、施設サービスの提供にあたる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて前項までの規定を準用して施設サービス計画の変更を行う。

(利用者の処遇方針)

第15条 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況に応じて、適切な処遇に努める。

- 2 サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 3 施設の従事者はサービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。
- 4 サービス提供にあたっては、当該利用者及び他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。
- 5 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(介護)

第16条 介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術を持って行う。

- 2 1週間に最低2回、適切な方法により、利用者の入浴、又は清拭を行う。
- 3 利用者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 オムツを使用せざるを得ない利用者についてはオムツを適切に随時取り替える。
- 5 利用者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
- 6 常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。
- 7 利用者の負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

第17条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮して、適切な時間に提供する。食事開始時間は次のとおりとする。(朝 7時45分、昼 11時45分、夕 17時05分)

- 2 食事の提供は、利用者の自立の支援に配慮して、可能な限り離床して行うように努める。

(相談及び援助)

第18条 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜提供等)

第19条 教養娯楽設備等を整えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う。

- 2 利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その利用者又はその家族において行うことが困難である場合は、その利用者の同意を得て代行する。
- 3 常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保する。

(機能訓練)

第20条 利用者に対し、施設サービス計画に基づいてその心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第21条 施設の医師又は看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

2 施設の医師、看護職員は、健康管理記録を整備する。

(利用者の入院期間中の取扱)

第22条 利用者について、病院又は診療所に入院の必要が生じた場合であって、入院後概ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、利用者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を提供するとともに、3ヶ月以内の退院が見込まれず契約を解除した場合であっても、実際3ヶ月以内に退院した時は、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に入所できるように配慮致します。

(利用者に関する保険者への通知)

第23条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して、その旨を保険者に通知する。

- (1) 正当な理由なしに施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽り、その他の不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第24条 利用者はサービスの提供を受ける際には次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 利用者は努めて健康に留意すること。
- (2) 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- (3) 管理者及び職員による安全管理上の指示には必ず従うこと。
- (4) 定められた場所・時間以外に喫煙又は飲酒をしてはならない。
- (5) けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけてはならない。
- (6) 家族等、緊急時等の連絡先を必ず申し出ること。
- (7) 次条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(非常災害対策)

第25条 非常災害に際して消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を行い、避難、救出訓練の実施等の対策を行う。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、社会福祉法人クピド・フェア消防計画によるものとし、非常時・災害時の対策としては建物を所有する法人及び他の併設施設と協力し避難・初期消火を実施する。また、予防として訓練に参加する。

(緊急時等の対応)

第26条 現に施設サービスの提供を行っているときに利用者の身体に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医師又は協力病院へ連絡し、医師の指示に従う。なお必要に応じて適切な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第27条 利用者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに利用者の家族、保険者に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

2 利用者に対する施設サービスの提供により施設の責に帰すべき事由で賠償すべき事故が発生した場合は誠意をもって損害賠償を行う。

(定員の厳守)

第28条 入所定員及び居室の定員を超えて運営しない。ただし、諸法令に基づく緊急性のある入所及び災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第29条 利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

(協力病院)

第30条 入院治療を必要とする利用者のために、協力病院を定める。

(重要事項の掲示)

第31条 運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を見やすい場所に掲示する。

(秘密保持等)

第32条 施設の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。又、秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

2 居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際にはあらかじめ利用者又は家族の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第33条 居宅介護支援事業者又はその従事者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益供与を行わない。

2 居宅介護支援事業者又はその従事者から、当該施設からの退所者を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を収受しない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第34条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、虐待防止委員会を設立・運営し、虐待の防止に関する責任者を選定し、併せて成年後見制度の利用について支援を行い、障害者・高齢者虐待防止に関して定期的に協議するものとする。

(苦情処理)

第35条 その提供した施設サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適正に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

- 2 その提供した施設サービスに関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示、又は保険者の職員からの質問及び照会に応じ利用者からの苦情に関して、保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 その提供した施設サービスに関する国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(地域等との連携)

第36条 施設の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

(会計の区分)

第37条 施設サービスの事業会計と、その他の事業会計とを区分する。

(記録の整備)

第38条 職員、施設及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 利用者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その実施の日から2年間保存する。

(その他運営についての留意事項)

第39条 事業所は特別養護老人ホーム施設従事者の質的向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用時1か月以内
- (2) 継続研修 年2回

第40条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人クピド・フェア理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は令和7年6月1日より実施する。

## 別 表

| 利用者負担段階     |                                                                                                                         | 負担限度額(1 日)                  |                             |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 区分          | 対象者                                                                                                                     | 居住費(個室)                     | 食費                          |
| 第 1 段階      | 市民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給されている方、生活保護を受給されている方                                                                                  | 880 円                       | 300 円                       |
| 第 2 段階      | 世帯全員が市民税非課税の方で、その他の合計所得金額と年金収入額の合計が 80 万円以下の方<br>預貯金等が 650 万円以下の方(夫婦で 1,650 万円以下の方)                                     | 880 円                       | 390 円                       |
| 第 3 段階<br>① | 市民税非課税世帯の方で上記第 2 段階以外の方<br>市民税課税層における特例減額措置が適用される方                                                                      | 1,370 円                     | 650 円                       |
| 第 3 段階<br>② | 世帯全員が市民税非課税の方で、その他の合計所得金額と年金収入額の合計が 120 万円を超える方<br>預貯金等が 500 万円以下の方(夫婦で 1,500 万円以下の方)                                   | 1,370 円                     | 1,360 円                     |
| 第 4 段階      | ・本人が住民税を課税されている方<br>・本人は住民税非課税だが、世帯内に住民税が課税されている人がいる方<br>・本人は住民税非課税だが、世帯分離している配偶者が課税されている方<br>・利用者負担段階に応じた上記資産要件を満たさない方 | <b>2,066 円</b><br>(負担限度額なし) | <b>1,445 円</b><br>(負担限度額なし) |

| 項 目                  | 金 額                               | 備 考                                                              |
|----------------------|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 預かり金<br>管理料          | 1 ヶ月当たり 500 円                     | 希望により利用できる                                                       |
| 複写物                  | 1 枚につき 10 円                       |                                                                  |
| 日常生活費                | 1 日あたり 50 円                       | 申し出に伴う日常生活費<br>私物洗濯代(外部委託)、シャンプー、石鹸、タオル、<br>バスタオル(入浴用)、歯ブラシ、歯磨き粉 |
| 電気料金<br>(私物持込)       | 1 ヶ月当たり<br>テレビ 300 円<br>冷蔵庫 600 円 |                                                                  |
| 食 費                  | 朝食 395 円<br>昼食 560 円<br>夕食 490 円  | ご契約者に提供する食事にかかる費用                                                |
| ユニット型<br>個室<br>居 住 費 | 1 日 <b>2,066 円</b>                | 入院、外泊期間中も居住費はかかります。                                              |